

カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題

平成 20 年 1 月 18 日
一橋大学教授 上原 敏夫

第 1 はじめに —— カンボジア法制度整備支援プロジェクトの概要

作業開始 99/01, 法案引渡 03/03, 民事訴訟法の成立・施行 06/07, 適用 07/07

第 2 普及活動の現状

1 方法

現地セミナー（プノンペン，※地方）

遠隔セミナー（JICA-Net を通じての議論）

本邦研修

逐条解説の執筆（条文案起草と同時に完成済み）

教科書（民事訴訟法要説，強制執行法要説）の執筆（体系的理解の促進）

2 対象者

司法省の起草担当者 → 地方の始審裁判所の裁判官

控訴裁判所・最高裁判所の裁判官

次世代の裁判官（※裁判官検察官養成校支援プロジェクト）

弁護士（※弁護士養成校支援プロジェクト）

第 3 普及活動の課題

1 カンボジア国内での普及

対象者の拡大の必要 —— 現世代，次世代（法曹養成），弁護士，企業法務担当者

通訳・翻訳体制の充実

日本語による日本法研究の能力をもつ人材の養成 —— カンボジア自立の必要性

* 長期的課題であるが，それ故に早急に着手することが必要

2 カンボジア以外の国，カンボジアで活動する外国人への普及（英語）

他国の支援活動・他の関連法令との調和（法体系の統一性確保）の必要

事業事前評価表(技術協力プロジェクト)

作成日:平成15年9月16日
 担当部・課:アジア第一部インドシナ課

<ul style="list-style-type: none"> ● 案件名:法制度支援プロジェクト(フェーズII) ● 対象国:カンボジア ● 実施地域:プノンペン ● 実施予定期間:2004年4月9日～2007年4月8日(3年間)
<p>1.プロジェクト要請の背景</p> <p>(1)カンボジアにおいては、1991年の内戦終結以来、「法の支配」確立のための法制度および司法改革を国家の最重要課題と位置づけてきた。しかしながら、基本法などの法体系が十分整備されておらず、また、政府職員及び司法関係者の層および技術レベルが低く、自力で法令・制度の整備を行える状況に無かった。</p> <p>(2)こうした状況の中、わが国は、カンボジア政府からの要請に基づき、民法・民事訴訟法案の起草作業や法律執行手続き、司法関係機関の整備を目的とした法制度整備プロジェクトを1999年3月から開始した。以来、同国の市場経済化に適合した法整備を図るべく、日・カ合同起草チームによる両法案起草作業の実施、法曹関係者の育成(わが国司法行政・裁判制度、弁護士制度などについての研修の実施を含む)を中心に協力を実施してきている。協力に当たっては、長・短期専門家の派遣、国別特設研修(年間16名程度)などの投入を行ってきた。本プロジェクトは、共同起草作業に遅れが生じたため、1年間協力期間を延長したが、2003年3月に最終草案が完成し、同法案を司法省に引き渡すことにより協力を終了した。</p> <p>(3)以上のようなわが国の継続的な支援を更に拡充すべく、2003年度より、民法・民事訴訟法案の立法化支援及び両法案の付随法令整備を主眼とした、フェーズ2実施による協力の継続が先方より要請された。対象分野に関しては、民法・民事訴訟法案の立法化支援や、両法案の適用を促進する付随法令の整備を取り上げることで、先方政府と合意した。</p>
<p>2.相手国実施機関</p> <p>プロジェクト実施機関 司法省(Ministry of Justice, MOJ)、立法化準備委員会</p>
<p>3.プロジェクトの概要および達成目標</p> <p>(1)達成目標</p> <p>1)プロジェクト終了時の達成目標(プロジェクト目標)</p> <p>[目標] 民法・民事訴訟法の立法化を促進する為の諸条件が整備される。</p> <p>[指標] ●カ国司法省立法準備委員会による法案審議における説明の実績。 ●カ国司法・立法関係者の両法案の内容についての理解度の向上。</p> <p>2)協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)</p> <p>[目標] 民法分野における法令及び運用がカンボジア国民にとって有益で利用しやすいものとなる。</p> <p>[指標] ●民法・民事訴訟法の成立・施行。 ●国民の民事裁判制度に対する信頼性の向上。 ●民事裁判(申し立て数、既決裁)の増加。</p> <p>(2)成果(アウトプット)と主な活動</p> <p><u>ア 立法準備委員会委員に加え、立法化の各段階に関与する関係職員が、立法プロセスを適切に管理し促進するのに十分な知識及び能力を身につける。</u></p> <p>上記委員会に対し、活動計画策定や作業進捗管理に対する助言・指導、法案説明資料の作成</p>

法案審議における質疑応答への助言・指導などの支援を行う。

イ カ国立法・司法関係者の、両法案の法技術的内容の理解度が向上する

現役裁判官や検察・司法省職員などに対し、両法案の方技術的内容を説明する現地セミナーを数回
行い、将来的に両法案が制定された後の円滑な執行を促す。

ウ 民事訴訟法施行法草案が完成する

同法の草案策定を支援する。活動としては、既に起草を開始している草案の作成および内容説明の
為の現地ワークショップなどの支援を行う。

エ 民法施行法草案が完成する

同法の草案策定を支援する。活動としては、施行法に関する基礎調査の実施、起草作業計画の作
成、条文原案の作成および内容説明のための現地ワークショップや日本での研修などの支援を行
う。

オ 民事訴訟法関連の付属法令草案が完成する

民事訴訟法の運用に必要な付属法令(先方より要望のある執行官法、人事訴訟法)に関する支援を
行う。活動としては、起草作業計画の策定や、必要に応じた基礎調査の実施、関連情報の提供、条
文原案の作成および内容説明のためのワークショップや日本での研修などの支援を行う。

カ 民法関連の付属法令草案が完成する

民法の運用に必要な付属法令(先方より要望のある供託法、戸籍登録法)に関する支援を行う。活
動としては、起草作業計画の策定や、必要に応じた基礎調査の実施、関連情報の提供、条文原案の
作成および内容説明のためのワークショップや日本での研修などの支援を行う。

(3) 投入(インプット)

a) 日本側(総額約2.5億円)

長期専門家:

2名(民事法及び付属法令立法化支援)

短期専門家:

年間8名程度

本邦研修:

国別研修を想定、年間10名、年2回程度実施(立法化プロセス、付属法令起草支援)

機材供与:

コンピュータ、事務機器及び消耗品等

施設整備:

プロジェクトオフィスの設置

b) 相手国側

カウンターパートの配置、建物・施設提供、運営経費など

(4) 実施体制

先方実施機関:

司法省(Ministry of Justice, MOJ)、立法化準備委員会

国内協力機関:

法務省、最高裁、日本弁護士連合会、法学会等

4. 評価結果(実施決定理由)

以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断される。

(1) 妥当性

国家開発計画である「第二次社会経済開発計画2001-2005」(SEDP II)において、カンボジアの法の支配と良い統治推進のために、適切な法制度・司法制度の設立及び法曹の育成が最重要開発課題として掲げられている。一方、わが国の対カンボジア支援に対する事業指針においても、同分野支援の優先度は高く、特に、民法・民事訴訟法の草案を日本が起草した経緯もあり、本プロジェクトを日本が実施することは妥当であると判断される。

(2) 有効性

民法・民事訴訟法の立法化及び適切な施行を促進するためには、司法・立法関係者が立法化プロセスの段階で関係機関への法案説明及び調整をしていかなければならない。これには、両法案及び関連法令、また、法案に関する高度な理解が要求されるが、これらはプロジェクトの成果としてもたらされる計画に

なっている。なお、プロジェクト目標については、カ国司法・立法関係者による自律的・継続手続な立法化プロセスが行われているか否かで判断することが可能である。

(3) 効率性

立法化準備委員会の委員は、その殆どがフェーズ1のカウンターパートと同じである。彼らは、前フェーズにおける協力を通じ、既に両方案に対する一定の知識を有しているため、両法案の立法化に資する法案説明資料及び付属法令整備などの支援を実施するに際しても、従来と同様の投入であってもより効率的に作業を進めることが期待できる。

(4) インパクト

プロジェクト目標の達成後、自律的かつ継続的な立法化作業への努力を継続することにより、最終的に立法化を達成することが期待される。更に、付属法令が整備され、同時にそうした法令の内容を理解した法曹による実務が行われるようになれば、民事裁判に対する国民、そして外国投資家等の信頼性が高まることが期待できる。国民にとって自国の裁判制度が有益かつ利用しやすいものとなり、その信頼性が向上し、法に基づいた公平な裁判による紛争の解決が促進される。

(5) 自立発展性

本プロジェクトのカウンターパートの多くは現職の裁判官であり、彼らが核となって民法・民事訴訟法及び付属法令の内容が司法省職員及び各種レベルの裁判官や検察官に普及されていくことが期待され、協力終了後の持続発展性は高いと判断できる。他方、財政面に関しては、カンボジア側の自助努力を促すのみならず、協力終了後の民法・民事訴訟法及び付属法令の普及を促進すべく、プロジェクト期間中に予算措置を確保していく努力(予算要求への助言、指導など)が必要となってくる。

5. 外部要因リスク(外部条件)

政策的要因として、組閣後の法制度整備推進政策の変更、行政的要因として、実施機関であるMOJの全体およびプロジェクト向け予算・人員の削減などが考えられる。また、望むらくは両法案成立までの支援を実施したいが、政府内部および国会における法案審議のスケジュールが現段階で不明であり、プロジェクト期間中に同スケジュールが終了しない可能性があること、また、同プロセスにおいて法案の根幹に関わが行われる可能性が無いとは言えないことから、そうした事態が生じた際には、協力の内容や機関、範囲を見直す必要が生じる可能性がある。

6. 今後の評価計画(中間評価、終了時評価の実施時期)

中間評価:

プロジェクト開始後1.5年

終了時評価:

プロジェクト終了時

評価 / 平成16年度 事業事前評価 目次

[JICAサイトトップへ](#)

[ページの先頭へ](#)

[【サイトポリシー】](#) [【プライバシーポリシー】](#) [【情報公開】](#)

All Rights Reserved, Copyright(c)1995 Japan International Cooperation Agency.



RSJP民事教育改善プロジェクトと 成果物の普及活動

法務総合研究所国際協力部(ICD)

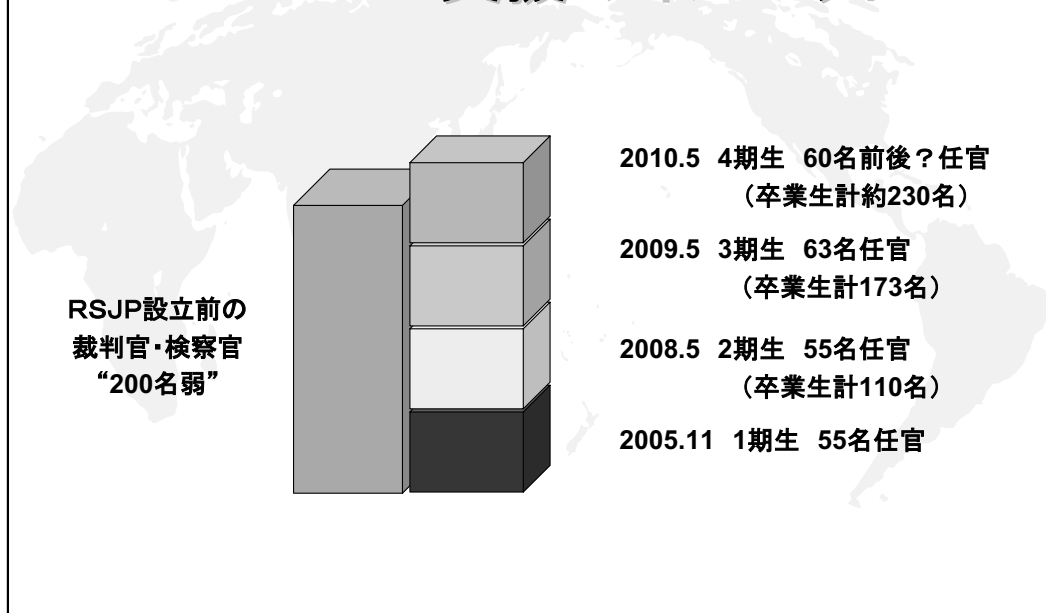
教官 宮崎 朋紀

2008年1月18日

1 カンボジア王立裁判官・検察官 養成校(RSJP)の概要

- 研修期間 2年
(前期研修8か月, 実務研修1年, 後期研修4か月)
- 実績
 - 1期生 55名 2003.11～2005.11(卒業済)
(裁判官36名, 検察官19名)
 - 2期生 55名 2006.5～2008.5(予定)
(裁判官36名, 検察官19名)
 - 3期生 63名 2007.5～2009.5(予定)
 - 4期生 ?名 2008.5～2010.5(予定)

2 RSJP支援のインパクト



3 RSJP民事教育改善 プロジェクトの概要 1

- 2003.11 RSJP1期生研修開始
- 2004.1～ ICD教官の派遣開始(JICA短期専門家として複数回)
- 2005.5 法曹養成研究会設立
(経験豊富な裁判官, 弁護士, 司法研修所教官等の参加)
- 2005.6 RSJP1期生の模擬裁判実施支援
- 2005.11 プロジェクトRD締結(期間は2008.3まで2年5か月)
- 2005.11 RSJP1期生卒業
- 2006.2～ ICD教官(検察官)派遣(JICA長期専門家として)
- 2006.5 RSJP2期生研修開始
- 2007.5 RSJP3期生研修開始
- 2008.4 プロジェクトフェイズ2へ

4 RSJP民事教育改善プロジェクトの概要2

◇主な参加メンバー

日本側

- (1) JICA長期専門家－RSJP内オフィスに常駐
- (2) 国内ICD教官－研修・セミナー企画・実施等
- (3) 法曹養成研究会－(1), (2)への助言

カンボジア側

- (1) RAJP学院長, 同事務局長, RSJP校長
- (2) RSJP民事教官等(非常勤－最高裁判事等)

5 RSJPプロジェクトと「成果物の普及活動」

➤「成果物」を「法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法」と捉えた場合

→6

➤「成果物」を「RSJPプロジェクト内で作成される教材等」と捉えた場合

→7～11

6 RSJPプロジェクトと 「成果物の普及活動」 その1

- 「成果物」を「法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法」と捉えた場合

民法・民訴法が実務で円滑に運用されるためには
それらを理解して使いこなせる法曹の存在が不可欠



新規裁判官に対する民事教育を支援する
RSJPプロジェクトの活動は
民法・民訴法普及活動の中で極めて重要

7 RSJPプロジェクトと 「成果物の普及活動」 その2

- 「成果物」を「RSJPプロジェクト内で作成される教材等」と捉えた場合の留意事項

1 RSJP教官に教材を使いこなしてもらうこと

2 RSJP教官に自ら教材を作成・改訂してもらうこと

◇特徴－ 当初から『自立発展性』が重要な目標

◇問題点

教材作成における自立発展性に関する問題 → 8, 9

学校運営における自立発展性に関する問題 → 10, 11

8 教材作成と自立発展性 1

◇これまで作成されたもの

- (1) カリキュラム
- (2) 民法, 民事訴訟法講義レジュメ
- (3) 民法事例演習問題
- (4) 民事第1審手続マニュアル
- (5) 模擬記録, 民事第1審手続DVD

9 教材作成と自立発展性 2

◇教材作成過程における悩み

日本側が作成する方が

速く, 質が良いものができる(既存教材の翻訳)

日本側が作成してしまうと

教官が使いこなせない危険

作成ノウハウが育たない

◇対応策

RSJP教官が作成すべき要請が強いもの—講義レジュメ等

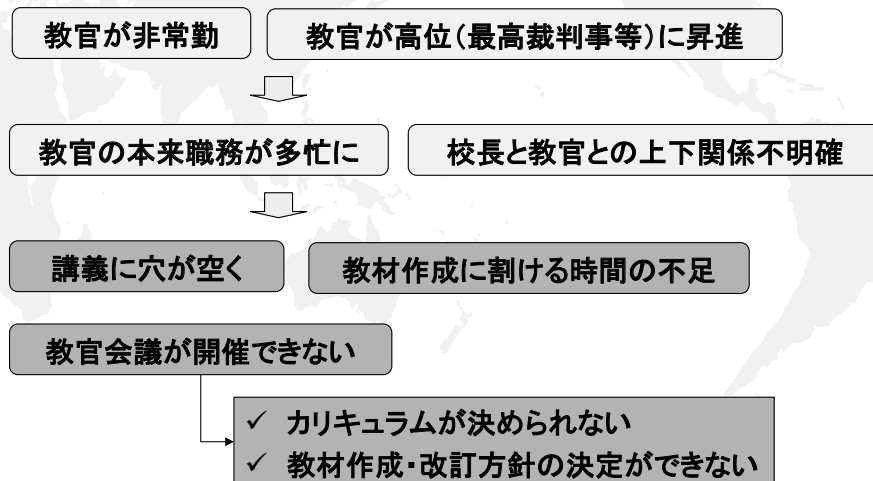
まずはRSJP教官に作成してもらう(将来の改訂を予定)

日本側が作成せざるを得ないもの—模擬記録, 第1審手続DVD等

作成作業へのカンボジア側の参加, 作成後のフォローアップ

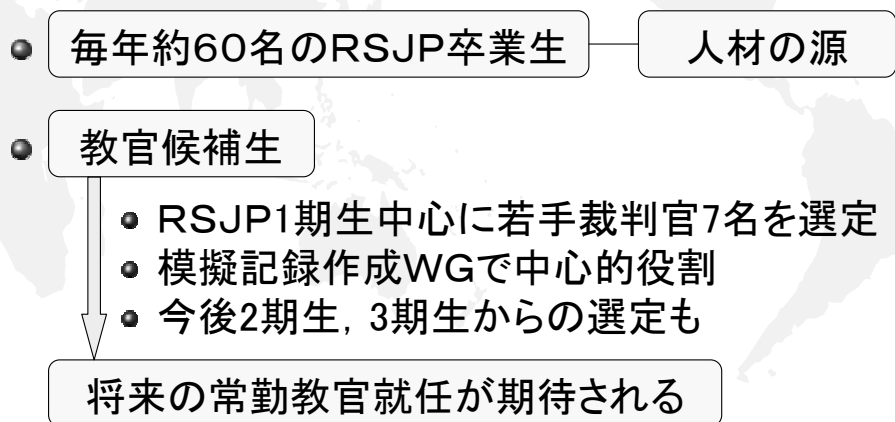
10 学校運営と自立発展性 1

◇学校運営上の問題点



11 学校運営と自立発展性 2

◇明るい材料



法整備支援活動の戦略的ビジョンと 日弁連の活動

日本弁護士連合会
国際交流委員会
副委員長 矢吹公敏

第9回法整備支援連絡会（2008年1月18日）

日本国憲法前文

⌘ 法整備支援の目的と理念の実現に向けた取組：
我が国が、平和を維持し、専従と隷属、圧迫と
偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている
国際社会において、名誉ある地位を占めるため
に、司法の分野でも積極的な国際貢献が望まれ
ている。

戦略と多様性

- ⊗ 我が国の法整備支援を支える戦略策定の司令塔には、様々な経験（特に現場体験）と知見、戦略論、組織体制を有する体制で臨むべきである。
- ⊗ 単に国内の司令塔だけではなく、国連、世界銀行などと強いパイプを持つ組織にすべきである（例えば、日本が拠出している各種ファンドの利用）。
- ⊗ 国際的標準を念頭においた国際的協調・協力による法整備支援を推進すべきである。ドナー間競争への対応。
- ⊗ 法整備支援のシンクタンク機能を果たす機関を設置するべきである。
- ⊗ 官と民間とが連携した組織による柔軟な組織体制が望まれる。
NGOの活用は世界政治では重要な論点となっており、我が国においても世界の潮流の考え方を導入すべきである。
- ⊗ 民間による法整備支援を充実させるためにも民間ファンドの育成が急務である。米国では、アジア財団、フォード財団、ソロス財団などの民間ファンドの果たす役割が大きい。

日弁連の法整備支援に対する考え

- ⊗ 法の支配を推進する我が国最大のNGOとして（世界規模ではIBA、ABAなど世界の法曹団体と協力して支援を実施している）、法整備支援にかかわってきたこれまで10年以上の経験を生かして、積極的に意見を具申する。
- ⊗ 例) IBAとの協力による法の支配のシンポジウムと途上国支援プログラム（2007年10月）
 - ILACへの参加
 - イラク弁護士のトレーニング参加（予定）
 - ABA・UNDPとの協力。

人材と知見の供給

- ⌘ 我が国の法整備支援の標語は「人材」（内なる人材と相手国の人材）である。
- ⌘ 各分野に精通した法律実務家，特に，国際舞台で活躍してきた実務家の供給が必要である。
- ⌘ 法整備支援の現場で活躍してきた実務家が更に活躍する場を設ける必要がある。
- ⌘ 安定した人材供給源を育成し，人材の養成を含めて委託することが望ましい。

日弁連の取組

- ⌘ 国際司法支援活動弁護士登録制度という人材バンク，法整備支援に携わった弁護士のネットワーキング，法律の各専門分野に秀でた弁護士の参加などを通じて，人材を確保している。
- ⌘ 今後は，継続した専門家トレーニングを充実させる。